

小美玉市消防本部訓令第5号

小美玉市消防職員コンビニ等利用運用規程を次のように定める。

令和8年8月3日

小美玉市消防長 藤枝 修二

小美玉市消防職員コンビニ等利用運用規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、災害活動の増加に伴い消防職員の連続出場や長時間業務が多くなっていることに鑑み、熱中症対策等の体調管理や即応体制を整えるため、コンビニエンスストア等（以下「コンビニ等」という。）を利用することについて、必要な基準を定めるものとする。

(対象事案)

第2条 コンビニ等を利用することができる事案は、次のとおりとする。

- (1) 連続出動又は自署への帰署にいとまがない場合
- (2) 管外・県外への長距離搬送等の場合
- (3) 職員の良好な健康状態を維持し、直ちに救急・消防活動に出動できる体制を確保するため、隊長等が特に必要と認めた場合

(即応体制の維持)

第3条 コンビニ等利用時の体制は、次のとおりとする。

- (1) 車両の駐車は、コンビニ等の敷地内駐車場を原則とし、公道への駐車は避ける。
- (2) 一般利用客の妨げにならず、かつ、緊急出動に対応できる方向で駐車する。
- (3) 緊急出動の即時対応及び車両管理のため、車両には必ず1人以上の隊員が残り、無線を聴取し待機する。

(利用時の対応)

第4条 コンビニ等利用時の対応は、次のとおりとする。

- (1) 感染防止衣等は、脱衣・車内保管とし、感染防止対策（手指消毒等）を徹底した上で利用する。
- (2) 車両のフロントガラスに、休憩中であることを示す表示パネルを掲示する。
- (3) 店内では、速やかに購入等を済ませ、公務員としての節度ある態度を保持する。

(住民理解への対応)

第5条 住民からの理解を得るため、次の取組に努める。

- (1) 運用に当たっては、あらかじめ公式ホームページ等を通じて住民へ利用目的を周知し、理解と協力を求めるものとする。
 - (2) コンビニ等の利用について、職員一人一人が住民に説明できる知識を身につける。
- (その他)

第6条 この運用は、総務省消防庁通知「救急隊員の適正な労務管理の推進について」（平成30年消防救第56号）に基づき定めたものである。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。